

山口市道路認定基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備を図ることを目的とする。

(認定の基準)

第2条 市道に路線認定する道路は、法令その他特別な定めのあるものを除き、一般交通の用に供している道路及び自転車歩行者専用道路等であり、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路
- (2) 公道と公共施設とを連結する道路及び公共施設を相互に連絡する道路
- (3) 公道と集落及び団地等とを連絡する道路
- (4) 都市計画法及び土地区画整理法の規定に基づき施行された道路
- (5) 自転車歩行者専用道路等
- (6) 団地内道路や下水道管路敷地のうち、山口市名義になって生活道路として機能している道路
- (7) その他公共的見地から市長が特に重要と認める道路

(認定の要件)

第3条 前条の基準により認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 道路幅員は、4メートル以上であること。ただし、自転車歩行者専用道路については、2メートル以上とする。なお、幅員4メートル未満については用地提供（無償）の同意があり、5メートル以上に拡幅されることが確約できること。また、行き止まり道路の場合は、回転場が整備されること。
- (2) 道路の構造が交通上支障のないものであること。
- (3) 道路の占用物件の配置箇所が適正であること。
- (4) 道路の敷地の境界は、隣接土地所有者との間に紛争が生じないよう明確にされていること。
- (5) 道路敷地及び附属物が寄付等により市に所有権移転ができるものであること。ただし、所有権移転ができない場合は、市道として使用することについて、所有者等の同意が得られるものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共的見地から市長が特に重要と認める道路については、この限りでない。

(市道の等級)

第4条 市道の等級は、次のとおりとする。

(1) 一級市道

「幹線1級及び2級市町村道の選定について」（昭和55年3月18日付け建設省道地発第18号道路局地方道課長通知）による区分によって選定した一級市道路線

(2) 二級市道

「幹線1級及び2級市町村道の選定について」(昭和55年3月18日付け建設省道地
発第18号道路局地方道課長通知)による区分によって選定した二級市道路線

(3) 三級市道

その他の市道路線

(認定の申請)

第5条 市道の認定を受けようとする者は、市道認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、国道・県道の降格路線については、この限りではない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 公図(地籍図、分間図)

(4) 道路敷地となる土地調書(様式第2号)

(5) 土地登記簿謄本

(6) 市道認定同意書(様式第3号)

(7) 所有権移転登記手続きに必要な書類

(8) 道路の附属物及び占用物件の表示図面

(9) その他市長が特に必要と認める書類

(費用の負担)

第6条 市道認定の申請に関して必要な費用は、すべて申請者の負担とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。